

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業運営規程

1 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ブルーモーメント
代表者氏名	代表取締役 山口 洋平
事業者所在地	佐賀県佐賀市南佐賀一丁目4番10号
法人設立年月日	平成28年12月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

事業所の所在地等概要

事業所名称	人生どうぐ コグ
介護保険指定事業所番号	4170103347
事業所所在地	〒840-0027 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1240番地1
連絡先	TEL: 0952-22-7979 FAX: 0952-22-7978 管理者 池田 拓司

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社ブルーモーメントが開設運営する特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適切な特定福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係各市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 福祉用具貸与の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第2章 事業所の職種、員数及び職務の内容

職種	管理者の責務、従業者の職務	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うものとする。 2 従業者に対して基本的、具体的取扱方針等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 	常勤 1名
福祉用具専門相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定福祉用具販売計画を作成し、利用者又はその家族等に対して説明を行い、利用者の同意を得た上で、特定福祉用具販売計画を交付します。指定（介護予防）福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成します。 2 特定福祉用具が適切に選定され、且つ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。 3 目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、特定福祉用具の販売に係る同意を得ます。 4 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 5 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。 6 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じます。 	常勤 1名
職員 事務	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う	非常勤 0名

第3章 営業日及び営業時間

第3条 特定福祉用具販売事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日	月曜日から土曜日（但し、祝祭日、8月13日から8月15日及び12月31日から1月3日を除く。）
営業時間	午前9時から午後5時30分（月曜日から金曜日） 午前9時から午後13時（土曜日）

第4章 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法

第4条 特定福祉用具販売の提供方法については次の通りとする。

- (1) 福祉用具専門相談員が利用者の状態や希望に応じ、特定福祉用具が適切に選定され、且つ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、価格等に関する情報を提供し、特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- (2) 利用者が適切な特定福祉用具を選択するために、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の特定福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

- (3) 特定福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等などの説明を理解しやすいように行わなければならない。
- (4) 特定福祉用具販売の提供にあたっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行うものとする。

第5条 当事業所において取り扱う種目及び利用料その他費用の額は、次の通りとする。

○取扱種目	① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 排泄予測支援機器 ④ 入浴補助用具 ⑤ 簡易浴槽 ⑥ 移動用リフトのつり具の部分
-------	--

(自己負担について)

第6条 販売費用は一旦全額をお支払いいただきますが、保険給付の際に必要な次の事項を記載した書類等をお渡ししますので、お住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護福祉用具購入費の支給申請を行ってください。(償還払い)

- 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
 - 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書
 - 特定福祉用具の購入に係る領収証
 - 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要
- 2 同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割～7割(1割～3割は自己負担)が支給されます。
- 3 お住まいの市町村(保険者)に登録した販売事業者から購入する場合、利用者が販売事業者利用者負担分を支払い、保険者負担分についてはお住まいの市町村(保険者)から直接、販売事業者へ支払う「受領委任払い」も利用できます。
- 4 指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給されませんので、ご注意ください。購入する際には、販売事業者にいる福祉用具専門相談員による計画作成が必要です。

第7条 その他の費用について

① 交通費等	遠隔地等通常の事業の実施地域を越えて行う特定福祉用具販売に要する交通費は、その実費を負担していただく場合があります。 この費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者から書面により同意を得るものとする。
② 特別搬出入費	特定福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)に要する費用は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求するものとする。 当該内容及び費用についても、あらかじめ説明を行い、利用者から書面により同意を得るものとする。

第5章 通常の事業の実施地域

第8条 当事業所が提供する特定福祉用具販売の通常の事業の実施地域は次の通りである。

事業所の通常の事業の実施地域	佐賀市、小城市、多久市、神崎市、吉野ヶ里町、三養基郡、鳥栖市、唐津市、伊万里市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡、武雄市、嬉野市、鹿島市、太良町
----------------	---

第6章 緊急時等における対応方法

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者が安心して特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、利用者に対する特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い従業者が感染源となることを予防する対策を講じるものとする。

- 2 特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - イ) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ロ) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ハ) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスの内容)

第11条 特定福祉用具の選定

特定福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等、聴取させていただきます。

聴取した内容に基づき、適切な特定福祉用具の選定の援助、助言を行います。

2 特定福祉用具の納品

納品日時について、ご相談させていただきます。納品に際しては、福祉用具専門相談員が組立て・設置・調整を行い、使用方法等の説明を行います。また、取り扱い説明書を交付します。

3 メンテナンス等

特定福祉用具の使用方法・適合状況に関して、福祉用具専門相談員が点検等を行います。
(特定福祉用具の仕様変更、加工、改造等は事故防止の観点から行わないでください。)

(情報開示について)

第12条 当事業所は利用者の申し出に従い、当該利用者に関する情報等（利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示するものとする。但し、利用者本人あるいは身元引受人でない方（他の家族等）からの申し出については、文書にて当該利用者の了解を得た上で、適切な対応を行うものとする。あらかじめご了承ください。

第13条（販売費用の額、その他の費用の請求及び支払い方法等について）

① 販売費用、その他の費用の請求方法等	① 特定福祉用具販売に係る費用は、福祉用具メーカー等のカタログを基に算出するものとする。 ② 納品時に特定福祉用具販売に係る費用を請求いたします。
② 販売費用、その他の費用の支払い方法等	特定福祉用具販売に係る費用は納品時に現金にてお支払いいただきます。 (納品時の支払いが困難な場合は、ご相談に応じます。)

(受給資格の確認)

第14条 特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(提供拒否の禁止)

第15条 次に記載する正当な理由なく特定福祉用具販売の提供を拒んではならない。

- ① 事業所の現員では利用申込に応じきれない場合
 - ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外であり対応が困難な場合
 - ③ 適切な福祉用具を提供することが困難な場合である場合
- 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない

(サービス提供困難時の対応)

第16条 第8条に定める通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(心身の状況の把握)

第17条 特定福祉用具販売の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第18条 特定福祉用具販売の提供にあたっては、居宅介護支援事業者等、その他保健医療サービ

ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 2 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成にあたっては、その内容を利用者やその家族等に説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に交付するものとする。

(身分証携行義務)

第19条 福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示しなければならない。

(利用料等の受領する費用の額)

第20条 事業所は、特定福祉用具販売を提供した際には、当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 前項の他支払いを受ける額のほか、利用者の選定により第8条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合は、それに要した交通費等の額の支払いを利用者から受けることができる。

(秘密保持等)

第21条 事業所は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当該事業所の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(情報の提供等)

第22条 特定福祉用具販売を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該特定福祉用具販売に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 当該特定福祉用具販売について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(事故・トラブル発生等について)

第23条 事故又はトラブル等発生時は、当事業所又は担当従業者宛てに速やかにご連絡をお願いします。

- 2 必要に応じて介護支援専門員、市町村窓口等への報告等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を調査・解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
- 4 当事業所の過失により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を含めて適切な対応を行うものとする。

(当事業所は、東京海上日動火災保険会社と賠償責任保険契約を結んでおります。)

(相談、苦情解決)

第24条 提供した当該特定福祉用具販売に関する利用者又はその家族等からの相談及び苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

【事業所の窓口】 苦情相談受付担当者 池田 拓司	所在地 佐賀市本庄町大字本庄 1240 番地 1 TEL: 0952-22-7979 FAX:0952-22-7978
【公的団体の窓口】 佐賀県国民健康保険連合会	所在地 佐賀市呉服元町 7 番 28 号(国保会館内) TEL: 0952-26-1477 FAX:0952-26-6123
【市町村（保険者）の窓口】 佐賀中部広域連合 給付課	所在地 佐賀県佐賀市白山二丁目 1 番 1 2 号 (佐賀商エビル5階) TEL: 0952-40-1131 FAX: 0952-40-1165

※各市町村（保険者）にも窓口がございます。

2 事業所は、その提供した福祉用具貸与に関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第25条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- イ) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ロ) 虐待防止のための指針の整備
 - ハ) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- 二) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に関する責任者	管理者；池田 拓司
虐待防止に関する担当者	管理者；池田 拓司

ホ) その他虐待防止のために必要な措置

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族 等高齢者を現に養護する者）による虐待を把握した場合は、迅速かつ適切に、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第26条 当事業所は、特定福祉用具販売等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第28条 事業所は、適切な福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第29条 特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 利用者に対する特定福祉用具販売の提供に関する諸記録を整備し、当該特定福祉用具を提供した日から5年間は保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 元年 12月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 7日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。